

◎新潟県告示第315号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条（第4条）の規定により、悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成15年12月新潟県告示第2148号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 (略)</p> <p>2 規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。</p> <p>ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、<u>近隣商業地域</u>、商業地域及びこれらに相当する地域。</p> <p>イ ～ウ (略)</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> </div>	<p>1 (略)</p> <p>2 規制基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。</p> <p>ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、<u>近隣商業地域</u>、<u>商業地域</u>及びこれらに相当する地域。</p> <p>イ ～ウ (略)</p> <p>(2) ～(3) (略)</p> </div>